



税務・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行: 館崎税理士・社会保険労務士事務所
〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6
TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437
e-mail tatezaki kaikai@lake.ocn.ne.jp

6
2019

いつもお世話になっております。

日中は、もう汗ばむ陽気となりました。

暑い季節に向かいますゆえ、なにとぞご自愛ください。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

新元号と提出書類

●平成40年は令和何年？

西暦2019年5月1日から、日本の元号は「令和」となり、それに伴って国税庁から「新元号に関するお知らせ」というものが出ています。それによると「納税者の皆さまからご提出いただく書類は、平成表記でも有効なものとして取り扱うこととしております」となっています。ちなみに平成40年は令和でいえば10年です。今回は区切りが良いので変換しやすいですね。

●他の役所の書類は？

改元に伴う元号の年表示の取り扱いについては「関係省庁連絡会議申合せ」という通知が出ています。それによると原則各府省が作成する文章は、改元日以降は「令和」を使う。また、やむを得ず「平成」の表記が残る場合でも、該当表示は有効となるが、混乱を避けるように、訂正印や手書きの修正、文章や画面に「表記が平成でも有効」と注意書き等を入れるように推奨しています。

また、「国民が各府省に申請等を行う場合において、改元日以降の年の表示が平成とされていても、有効なものとして受け付けるものとする」と記載されています。やはり平成でも「OK!」ということでしょう。

●法律や政令はどうなるのか

法律及び政令についても「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合は、そのまま有効となります。また、「改元のみを理由とする改正は行わない」として、「改元以外の理由により改正を行う際について直す」という方針のようです。ただし「改正しないと支障がある場合は、個別に検討して措置します」としているあたりに「念には念を」の気持ちを感じる文章です。

●穏やかに少しずつ変わる改元

今回の改元は前もって行われる日が分かっており、システム関係の方は「もっと時間を」と思ったかもしれませんが、対応は徐々に浸透してゆけばよいといった、柔軟な感じもします。

ただ、外務省は西暦表記を検討する等、変化する姿勢もありました。この令和という時代、いったいどのように世の中は移ろってゆくのでしょうか。